

G A F A は司法の場で、反トラスト訴訟に直面しています。さらに2020年に実施された米国の選挙では、G A F A に対する反トラスト規制の可否が話題となり、政策的な課題とも久々に注目されました。

米国の反トラスト法は19世紀末から20世紀初頭に制定された法律です。制定時の議会が考えていた反トラスト法の目的については、様々な議論があります。

主なものは①大企業から虐げられ、経済的損失を被った中小企業を保護する②私的な経済力が巨大化することへの米国民の不安を緩和し、巨大化した経済力が民主政治に悪影響を及ぼさないよう私的な経済力を分散させる③（当時は独占によって日用品などの価格が

反トラスト法誕生の背景

高騰していたため）独占者が消費者の所得を収奪できないようにする④商品やサービスの流通量を極大化し、資源配分上の効率性を向上（消費者利益を最大化）させる———などです。

ペンシルベニア大学のハーバート・ホーベンカンパ教授は、当時の議会は主として①と②を念頭に置いていたとしています。

こうした背景を持つ反トラスト法ですが、制定当初から独占を直接的には禁止していません。反トラスト法を参考にしたわが国の独占禁止法も同じです。ある企業の見かけの規模が大きいかどうかを理由として、反トラスト法に違反するかどうかという考え方は、少なくとも今はとられていません。例えば米国の自動車メー

カーGMは、年間売上高約13兆円、従業員数15万人超の大企業です。しかし、トヨタ自動車を含む世界の自動車メーカーとの激しい競争にさらされており、反トラスト法で規制する必要などはないでしょう。

反トラスト法や独占禁止法が禁止しているのは、市場での競争に害を与える「行為」です。競争を取りやめようと複数の企業が約束すること、競争者を排除して独占しようとするなど、競争をなくし独占者になるよう合併することなどです。前回取り上げたグーグルも、規模が巨大であることを理由に訴えられたのではありません。彼らのなした行為が、市場での競争に害を与えていることを理由に訴えられたのです。